

# 人権

仕事も家事も、女性が全部  
やらなきゃだめですか？

~~男〓仕事、女〓家事~~

男性も女性も、その個性と能力に適したライフスタイルを選ぶことができるはず。しかし、「家事は女性の役割」というこれまでの価値観から抜けきれず、「職場では仕事、家庭では家事」の両方をこなす女性が多いのが現状です。

家事をする男性が増えてはいますが、女性に言われて手伝っただけだったり、「ゴミ出しなどの簡単な家事で済ますケースが目立ちます。家庭生活においては、男性も、育児や教育などで共に責任を担っていかねばなりません。

女性の人権を考えると、これまで当たり前と思っていた価値観に目を向ける必要があります。それは、生活の中での意識を変えていくことでもあるのです。



国民年金だより

## 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった人で、国内に住所がある 60 歳以上 65 歳未満の人
- ③ 老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている人

ただし、①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者のうち、保険料納付済期間と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例を含む）を合わせた期間が 3 分の 2 以上必要となります。（平成 28 年 3 月 31 日以前に死亡された場合は、死亡月の前々月までの直

近の 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています）

遺族基礎年金の額は、「子のある妻」が受ける場合、基本額（786,500 円）に子の加算額（1 人目と 2 人目の子はそれぞれ 226,300 円、3 人目以降は 1 人につき 75,400 円）を加えた額です。

※「子」とは、18 歳到達年度の末日までの子、もしくは 20 歳未満で 1 級・2 級の障害の状態にある子をいいます。

●これからの年金相談（毎月第 4 金曜日）

8 月 23 日（金） 9 月 27 日（金）

※事前に予約が必要です

■お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 Tel (62) 1111 (内線 132)